

立会、令和〇年〇月〇日
承諾、申請地と公共用地(市道敷・水路敷・指定建築線)との境界は
現地及び図面中表示されたとおり異議ありません。

申請地	住所		印
〇番	氏名		
隣接地	住所		印
〇番	氏名		
対側地	住所		印
〇番	氏名		
利害関係者	住所		印
	氏名		

基準点網図

- ・世界測地系の場合は必要
(* 任意座標の場合は不要)
- ・測地系、座標系、縮尺係数を記載

座標リスト

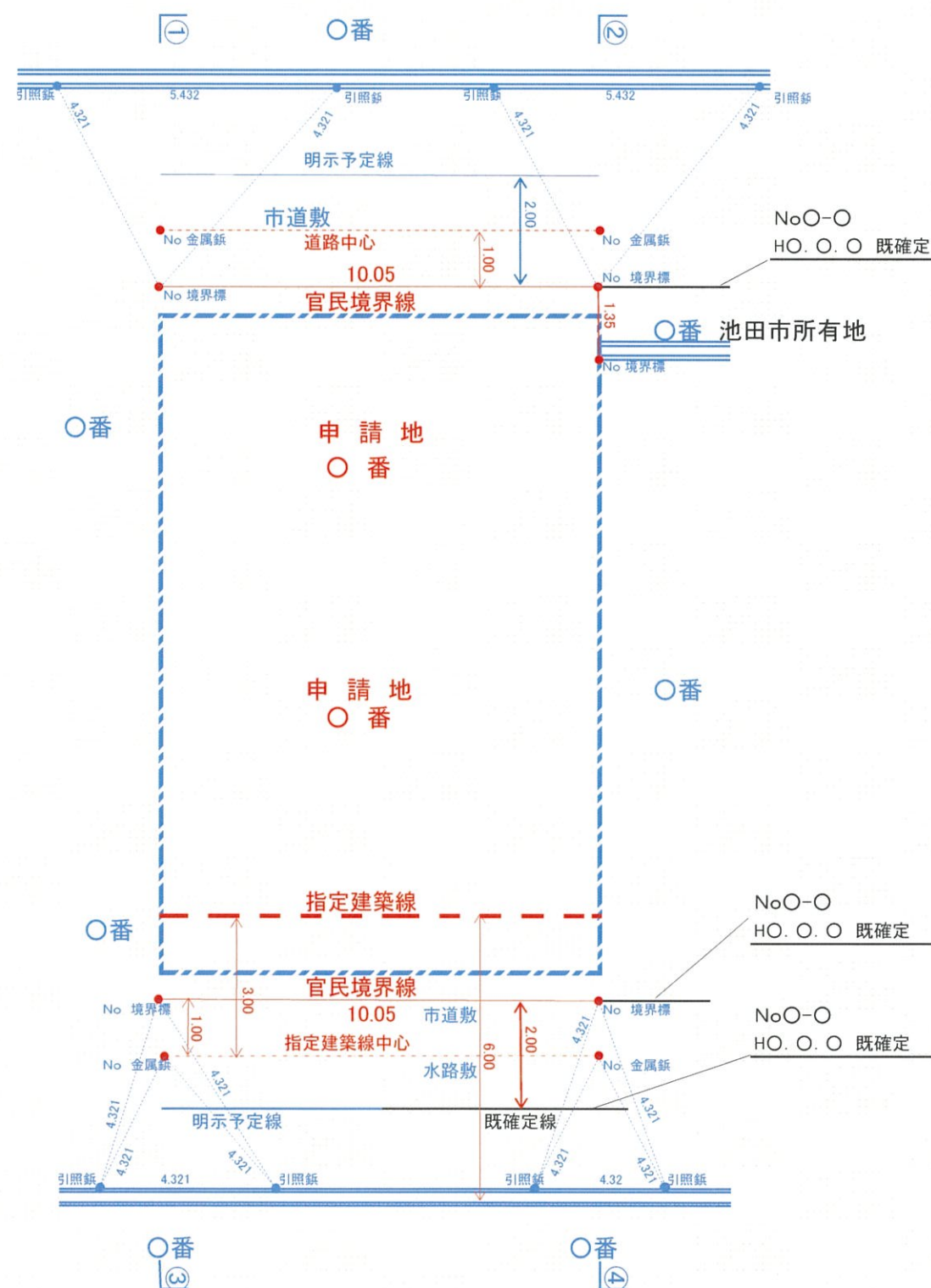
- ・備考欄を設けて、標識(プレート、鋲、杭、ポンチ等)を記載

引照点表

- ・引照点は官民境界線に関わる全ての点において、
1点につき2点で縛る
- ・引照鋲は側溝の肩や縁石等、舗装工事等により、
出来るだけ失亡しにくい箇所に設置する

明示指令図

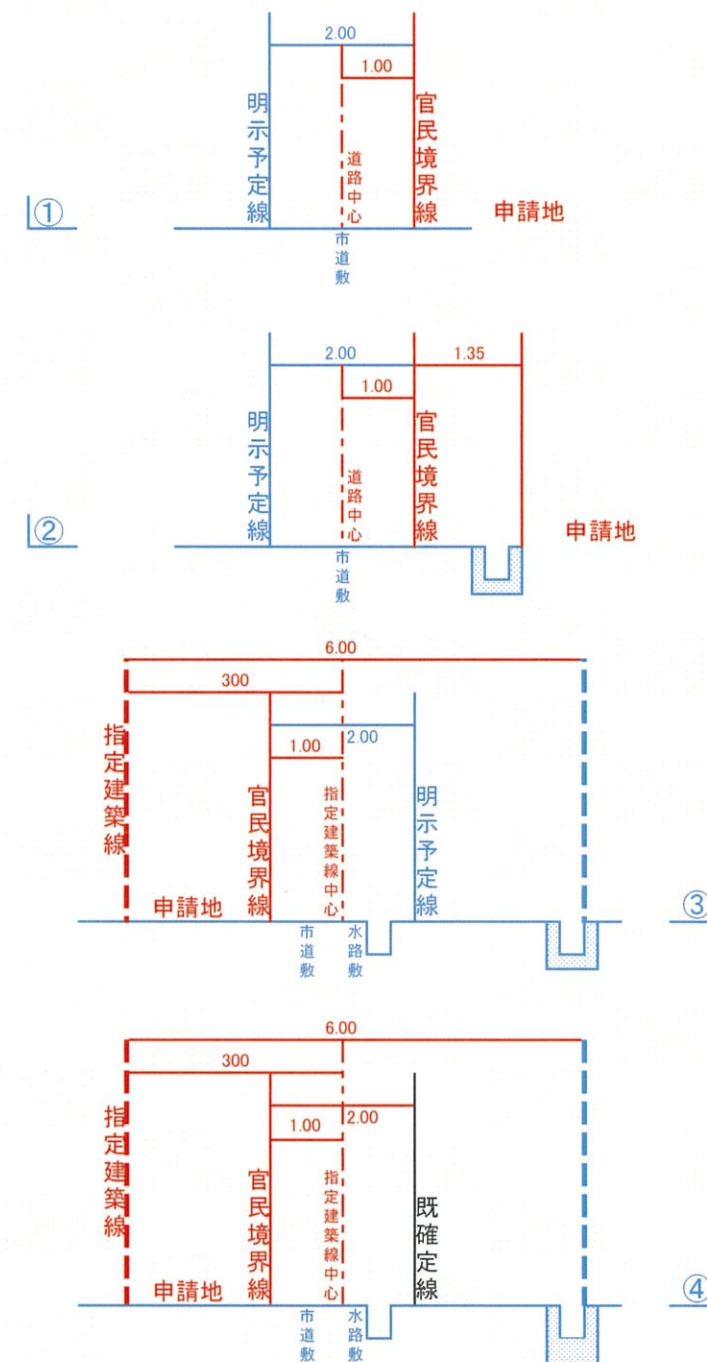
申請地：池田市〇〇町〇番



(注) 明示杭は申請地と隣接地との
境界ではありません。

記載例

断面図
縮尺1/100以上



測量年月日	令和〇年〇月〇日	測量
作成年月日	令和〇年〇月〇日	作成
申請地	池田市〇〇町〇番	
図面名	明示指令図	縮尺 1/250以上
作成者	土地家屋調査士	〇〇〇〇

線の表示

官民境界線	朱線の実線
道路管理区域線	朱線の破線
指定建築線	朱線の長め破線
既確定線	黒の実線(引出に確定No、確定年月日、既確定)を記載
明示予定線	青線の実線
道路中心線	朱線の一点破線
指定建築線中心線	朱線の二点破線

引照点

- ・引照点は官民境界線に関わる全ての点において、1点につき2点で縛る
- ・引照鉋は側溝の肩や縁石等、舗装工事等により、出来るだけ失亡しにくい箇所に設置する

写真

各境界票の遠景近景の写真を一部添付

座標

- ・備考欄を設けて、標識(プレート、鉋、杭、ポンチ等)を記載
- ・世界測地系の場合は必要
- (* 任意座標の場合は不要)
- ・測地系、座標系、縮尺係数を記載

確定図は3部提出する

指定建築線

対象 (主に旧池田町の阪急電車より南側)

昭和13年10月12日、当時の法律「市街地建築物法(大正8年4月5日法律第37号)」第7条但書きにより建築線の指定を行っています。

尚、「市街地建築物法」は「建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)」の公布により廃止されておりますが、建築基準法附則第5(この法律施行前に指定された建築線)の取扱いについて「その建築線の位置に同法第42条第1項第5項の規定による道路の位置の指定があったものとみなす」という規定があり、指定された建築線は新法に引継がれております。

市街地建築物法

第七條

道路敷地ノ境界線ヲ以テ建築線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官庁ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

建築基準法

附則第5項

市街地建築物法第7条但書の規定によって指定された建築線で、その間の距離が4m以上のものは、その建築線の位置にこの法律第42条第1項第5項の規定による道路の位置の指定があったものとみなす。

角切り

6mと6mの交差	3m、3mを確保
6mと8mの交差	3m、3mを確保
6mと11mの交差	3m、3mを確保
8mと8mの交差	3m、3mを確保
8mと11mの交差	3m、3mを確保
11mと11mの交差	角切長5m以上
鋭角(60度前後で交差するとき)	
6mと6mの交差	角切長3m以上
6mと8mの交差	角切3m以上
8mと8mの交差	角切長5m以上
8mと11mの交差	角切長5m以上
鈍角(120度前後で交差するとき)	
6m以上が交差	角切長2m以上